



# 学院の ごあんない



国立障害者リハビリテーションセンター学院

# 学 院

学院は、障害者のリハビリテーションに関する技術者に対し、障害者のリハビリテーションに関する理論及び技術を授けること並びに障害児の保護及び指導に従事する職員に対し、障害児の保護及び指導に関する理論及び技術を授けることを目的とした養成・研修を行う教育・訓練担当部門です。

## 1 養成部門

| 学 科 名           | 設置年度  | 定 員<br>(総数)     | 入 学 資 格                                                                                    | 修業<br>年限 |
|-----------------|-------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 言語聴覚学科          | 昭和46年 | 60人<br>(1学年30人) | 学校教育法第102条第1項本文の規定により大学院に入学することができる者で、総長が入学を許可した者。                                         | 2年       |
| 義肢装具学科          | 昭和57年 | 30人<br>(1学年10人) | 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者で、総長が入学を許可した者。                                             | 3年       |
| 視覚障害学科          | 平成2年  | 40人<br>(1学年20人) | 学校教育法第102条第1項本文の規定により大学院に入学することができる者で、総長が入学を許可した者。                                         | 2年       |
| 手話通訳学科          | 平成2年  | 60人<br>(1学年30人) | 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者で、総長が入学を許可した者。                                             | 2年       |
| リハビリテーション体<br>科 | 平成3年  | 40人<br>(1学年20人) | 教育職員免許法による保健体育の高等学校教諭の免許状又は一種免許状を有するもので、総長が入学を許可した者。<br>と同様以上の資格を有すると総長が認めた者で、総長が入学を許可した者。 | 2年       |
| 別 科             |       |                 |                                                                                            |          |
| 児童指導員科          | 昭和38年 | 40人             | 学校教育法第102条第1項本文の規定により大学院に入学することができる者、または児童福祉法第18条の6により保育士資格を有する者で総長が入学を許可した者。              | 1年       |

## 2 研修部門

医療機関や地方公共団体及び民間福祉施設などの各種専門職に対し、研修会を実施しています。詳細は、各年度に発行する「研修のごあんない」又は国立障害者リハビリテーションセンターホームページ (<http://www.rehab.go.jp>) をご覧下さい。

### 脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程

| 設置年度  | 定 員 | 入 学 資 格                                                 | 研修期間            |
|-------|-----|---------------------------------------------------------|-----------------|
| 平成23年 | 20人 | 日本国の看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有する者。(脳血管障害に関する看護の実務経験通算3年以上。) | 7ヶ月<br>(毎年9月開講) |

# 学院の沿革

|          |                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和46年 4月 | 国立聴力言語障害センターに附属聴能言語専門職員養成所が設置され、わが国初めての聴能言語専門職員の養成（1年制）が始まる。                         |
| 54年 7月   | 国立聴力言語障害センターが国立身体障害者リハビリテーションセンターに統合されるにともない、学院、聴能言語専門職員養成課程（1年制）となる。                |
| 54年 9月   | 聴能言語専門職員養成課程業務開始<br>研修業務開始                                                           |
| 57年 4月   | わが国初の義肢装具専門職員養成課程（3年制）開設                                                             |
| 63年 4月   | 義肢装具士法の制定施行に伴い義肢装具士学校養成所として厚生大臣の指定を受ける。                                              |
| 63年 6月   | 義肢装具士養成の新棟の竣工                                                                        |
| 平成元年 4月  | 厚生大臣公認の手話通訳士認定制度が発足し、手話通訳士試験が始まる。                                                    |
| 2年 4月    | わが国初の視覚障害生活訓練専門職員養成課程（1年制）開設<br>わが国初の手話通訳専門職員養成課程（1年制）開設                             |
| 3年 4月    | わが国初のリハビリテーション体育専門職員養成課程（2年制）開設                                                      |
| 4年 4月    | 聴能言語専門職員養成課程の2年制への移行                                                                 |
| 7年 1月    | 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号付与に関する規定に基づき、義肢装具専門職員養成課程の修了者に専門士の称号を授与。                      |
| 10年10月   | 言語聴覚士法の制定施行に伴い言語聴覚士学校養成所として厚生大臣の指定を受ける。                                              |
| 11年 4月   | 専門職員養成課程から学科制へ名称変更<br>言語聴覚学科 義肢装具学科 視覚障害学科 手話通訳学科<br>リハビリテーション体育学科<br>視覚障害学科の2年制への移行 |
| 13年 4月   | 手話通訳学科の2年制への移行 定員増 10人→15人                                                           |
| 15年 4月   | 手話通訳学科の定員増 15人→30人                                                                   |
| 20年10月   | 名称を国立障害者リハビリテーションセンターに変更                                                             |
| 23年10月   | 脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程開講                                                            |
| 24年 4月   | 秩父学園附属保護指導職員養成所児童指導員科を学院に組織統合                                                        |

# 養成部門

## 言語聴覚学科



### 学科の理念と目標 — 他者と学び、自己を探究する —

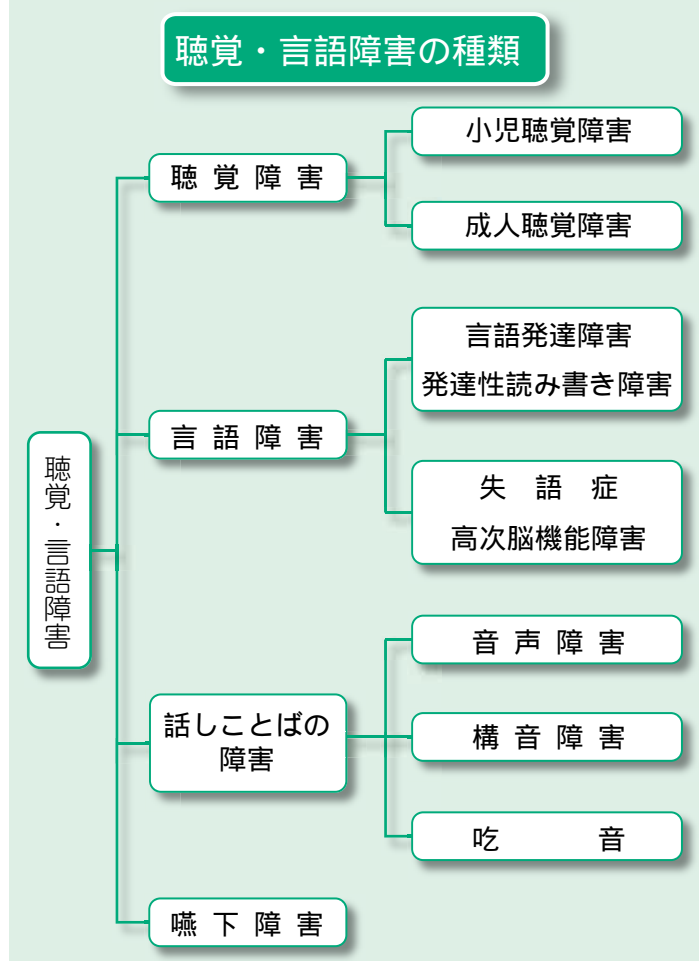
- ・言語聴覚士として信頼される「人間性」を涵養するため、様々な他者との関係性の中で自己を見つめ、自分自身を深く受け容れられる、柔軟かつ強固な精神的基盤をもった人材を育成します。
- ・各人が大学までに身につけてきた豊かな教養を土台として、言語聴覚障害学のたしかな知識と臨床実践を通して、学問領域としての言語聴覚障害学をさらに発展させる人材の育成を図ります。

#### 聴覚・言語障害とは

聴こえに障害があると、人の声だけでなく、環境にある音も聞くことはできず、生活に困難が生じます。聴こえに障害をもって生まれた子どもは、そのままではことばの獲得や状況把握が困難になります。言語に障害がある場合には、聴こえているのに意味が理解できなかったり、言いたいことを言葉にできなかったりします。

このように、聴覚・言語障害には、聴こえの困難（聴覚障害）・言語の理解と表現の困難（失語症・言語発達障害）・話しことばの困難（音声障害・構音障害・吃音）などがあります。また、言語聴覚障害に深く関連する嚥下障害（食べること・飲み込むことの障害）が重要視されています。

#### 聴覚・言語障害の種類



## 言語聴覚士とは

言語聴覚士は、平成9年に公布、平成10年に施行された言語聴覚士法に基づく国家資格です。言語聴覚士法第二条によれば、「言語聴覚士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう」とされています。

## 概要

当学科の前身は昭和46年に発足した「国立聴力言語障害センター附属聴能言語専門職員養成所」です。以降、昭和54年に1年制の「学院 聴能言語専門職員養成課程」となり、平成4年には2年制に移行しました。さらに、平成11年4月に学科名称を変更し、現在の「学院 言語聴覚学科」となりました。

当学科を卒業すると言語聴覚士国家試験の受験資格が得られます。養成カリキュラムは、法定カリキュラムに基づき、約2340時間の履修時間を定めているほか、選択科目も履修できるようになっています。

## 国家試験

平成11年に第1回言語聴覚士国家試験が行われ、国家資格を持つ初めての言語聴覚士が誕生しました。現在では有資格者の数は2万5千人を超えました。国家試験に際しては、カリキュラム外の時間を使い受験対策等も行っています。なお、当学科では、国家試験受験者の100%合格を維持しています。



運動障害性構音障害  
舌・口腔運動機能訓練演習

## 卒業後の進路

就職に関しては、700件をこえる求人（H26年度実績）が寄せられており、言語聴覚士としての就職を希望する学生の就職率は100%を維持しています。

さらに当学科の特徴として、すぐれた臨床業績を持つ医療機関や児童福祉施設、研究・教育に熱意のある大学病院・研究施設からの求人も多く、将来指導的役割を担うことが求められています。

当学科卒業後、臨床・研究の経験を重ねた後に大学院へ進学し、言語聴覚士養成校の教員や研究者といった教育・研究分野に活動の幅を広げる卒業生もあり、業界の推進力となっています。



言語発達障害  
言語発達遅滞検査法演習

# 義肢装具学科



【P0】実習風景

## 義肢・装具とは

疾病や外傷により身体の一部に欠損のある人に対して、元の形態または機能を補填、代替するための器具を義肢といい、これには義手と義足があります。また、四肢、体幹の機能に障害のある人に対して機能の回復、機能低下防止等を目的として用いる器具を装具といい、頭部から足先に至るまで、部位により様々なものがあります。最近の義肢・装具には高度の機能が求められ、そのニーズに応じて著しい発展をとげています。

## 義肢装具士とは

義肢装具士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示のもとに、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者です。

## ■ 概 要

昭和 57 年 4 月、3 年制の義肢装具専門職員養成課程として開設されました。その後、昭和 63 年の義肢装具士法施行に伴い、義肢装具士養成校として厚生大臣より第 1 号の指定を受けました。平成 11 年 4 月より義肢装具学科に改称されました。

履修カリキュラムは、障害の原因となる疾患、運動障害の病態などの理解を促す医学系、現代的な製作技術にかかわる工学系科目を中心に編成されていますが、専門家としての製作技術を習得するために、実技実習に大きなウェイトがかけられています。専門科目の実習では義肢装具の採寸・採型、製作、適合を行っています。全国各地の製作施設等での長期にわたる実習も課せられており、実際の訓練が徹底されます。

教育には、専任教官の他、本センター病院、研究所、自立支援局職員等の内部講師、大学医学部や病院、さらに研究機関等からの多数の外部講師の協力を得て、高いレベルの教育が展開されています。

また、知識、技術のみならず、何よりも医療職に相応しい人格を求める人間教育にも力を注いでいます。

卒業生には、専門士の称号が与えられると同時に義肢装具士国家試験の受験資格が与えられます。



義肢装具士養成棟



義足でテニスを楽しむ切断者

### 卒業後の進路

卒業生は、全員国家試験に合格し、第一線の義肢装具士として臨床の場は勿論のこと、教育、研究開発等、様々な分野でリーダー的役割を果たしています。

また、大学、大学院に進学し、更に専門知識を深める者も多く、外国での義肢装具士資格の取得を目指す者、発展途上国の技術援助に赴く者等、進路は多岐にわたっています。

# 視覚障害学科



歩行技術の演習



盲ろうコミュニケーションの演習

## 視覚障害とは

視覚障害という言葉から、全く見えない状態を連想してしまいがちですが、視覚障害には全く見えない「全盲」の人や補助具を活用して新聞や本などを読める「ロービジョン(弱視)」の人がいます。視覚障害は病気や事故などが原因で視覚器や視覚情報の伝達経路、視覚中枢等に病変や損傷のある状態です。厚生労働省の平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)結果によれば、わが国には18歳以上の在宅の視覚障害者が31.6万人いると推計されています。日本眼科医会はロービジョンの人が2030年には202万人になると推計しています。多くの視覚障害者は、自立とQOL向上のために、訓練・指導できる多くの専門職員を必要としています。

## 視覚障害にかかる生活訓練専門職とは

視覚障害にかかる生活訓練専門職は、歩行技術、コミュニケーション技能(点字、手書き文字、パソコン、ICT機器操作など)、日常生活技術、レクリエーション技能、ロービジョン(視覚活用)技能などを総合的に訓練・指導します。視覚障害者は人生の途上で障害者となった人が圧倒的に多く、これらの人は単に見えないから何かができないというだけではなく、精神的な苦難を克服していく過程にあるといえます。よって、社会的自立を目指す視覚障害者にかかわる生活訓練専門職員は高度な専門的知識と技術に加え、豊かな人間性が求められます。

## 概要

平成2年に、視覚障害者の社会適応を総合的に訓練・指導する視覚障害生活訓練専門職員養成課程として発足しました。修業年限は1年間（1,807時間）で、行ってきましたが、平成11年4月から視覚障害学科に改称し、修業年限が2年間（3,134時間）となり、盲ろう者など重複障害に関する科目が新たに加われました。受験資格は、4年制大学を卒業した者及び卒業見込みの者です。

教育カリキュラムは、基礎科目、専門基礎科目、専門臨床科目に分かれています。基礎科目では、訓練・指導するための基礎的な知識であるリハビリテーション概論、心理学、医学、視覚障害教育、社会福祉、視覚障害リハビリテーション研究法などを履修します。専門科目では、アイマスクなどをつけて視覚障害の状態を模擬的に作って、訓練・指導の理論と教授法を学習し、専門的な知識と技能をマスターするほか、臨床実習では、スーパーバイザーのもとで視覚障害者に訓練・指導をして、臨床経験を積みます。



パソコン実技の演習

## 卒業後の進路

卒業生は指定障害者支援施設（機能訓練、就労移行支援等実施施設）視覚障害者協会（自治体の委託で訪問訓練を行っている団体や施設）を中心に、一部盲学校、病院などに就職して活躍しています。

# 手話通訳学科



ろう者のゲストを招いての授業



手話の実技指導

## 手話とは

手話は、音声言語同様、人間が話す自然言語のひとつです。音声言語が音声で発信し、聴覚で受信するのに対し、手話は、手指の形や動きと顔の表情などで表現し、視覚で受け取ります。幼少期から耳が聞こえず、手話を話す子ども集団に属したり、手話を話す家族のもとで育った場合は、手話が母語になります。また、日本語を母語として習得してから失聴した人や、幼少期に手話を習得する機会のなかった聴覚障害者が、日本語の補完手段として手話を用いる場合もあります。

## 手話通訳士とは

手話通訳士は、聴覚障害者と聴覚障害のない者との間でコミュニケーションが円滑かつ確実にできるように仲介、伝達します。

現在、聴覚障害者は社会のあらゆる分野に参加するようになっています。

それに伴い手話通訳が求められる分野も、福祉や医療だけでなく、法律や経済などの現代社会の様々な分野に広がっています。

厚生労働大臣公認手話通訳士試験が平成元年から始まりました。これに合格し、登録した人を手話通訳士と称します。

手話通訳士試験は全体の合格率が16.1%、平均学習年数は10.5年ですが、当学科の合格率（2年制移行後）は卒業後1年で40%、卒業後3年で52%、最終合格率は63%で平均学習年数は3.6年となっています。

## 概 要

手話通訳専門職員養成課程は、平成2年に手話通訳士を養成するモデル校として発足しました。修業年限は1年間（1,545時間）、定員は10名で行ってきました。平成11年4月より手話通訳学科と改称されました。

平成13年4月より修業年限を2年間（2,400時間）にするとともに、定員を15名に改めました。

平成15年4月より定員を30名に改めました。受験資格は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者です。

カリキュラムは、基礎科目と専門科目に分かれています。基礎科目では、言語、社会、心理、表現に関する科目に加えて、関連教養科目を履修します。専門科目では、手話および手話通訳の実技科目のほか、聴覚障害者に対する理解を深める科目や通訳理論などの講義科目の学習、関連施設での手話通訳実習などを通じて、手話通訳者としての実践的な技能と知識の獲得を目指します。



模擬通訳（実習報告会）

## 卒業後の進路

卒業生は、手話通訳派遣に関わるほか、聴覚障害者情報提供施設、ろう者団体、聴覚障害者を多数雇用している民間会社、その他福祉一般の職場で活躍しています。

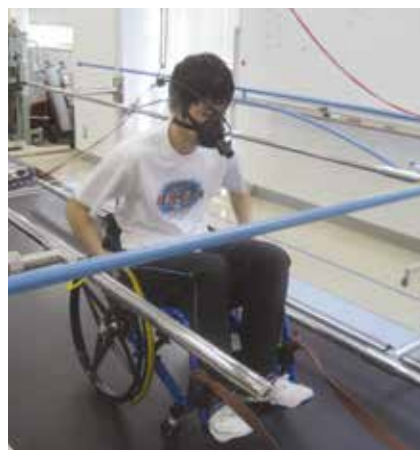
# リハビリテーション体育学科



クライミング実習



チェアスキー実習



車いすによる実験実習

## リハビリテーション体育とは

肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害および精神障害のある方や老年期により心身機能が低下した方を対象とし、社会で積極的に活動することができるよう、運動機能（体力）の向上、健康の維持・増進を図り、生活の質（ＱＯＬ）を高めるための適切な運動やスポーツの指導・支援をする分野をいいます。

## リハビリテーション体育の専門職とは

障害のある人に安全で効果的な運動を提供するためには、個人のニーズをはじめ障害特性や身体状況を分析し、性格などを見極めてプログラミングすることが重要です。その上で楽しさや取り組みやすさ、続けやすさを考慮した種目や支援法を開発するなど、障害のある人一人ひとりに応じたスポーツ・運動プログラムを提供・指導・普及する者です。

## 概要

体育・スポーツを障害や個人のニーズに合わせて、障害のある人の健康増進にかかわる指導・支援ができる専門家を養成するために、平成 3 年「リハビリテーション体育専門職員養成課程」が設置されました。

教育カリキュラムは基礎科目(780 時間)と専門科目(1605 時間)に分かれています。基礎科目は「運動・スポーツ系」「医学系」「福祉・リハビリテーション系」で構成されており、専門科目には「運動処方」と「スポーツ支援」に関する内容が組み込まれています。

| 基礎科目 | 運動・スポーツ                                                                                                                                                                            | 医学系                                                                                                                                                              | 福祉・リハ                                                                                                                             |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生理学・運動生理学</li> <li>・解剖学</li> <li>・トレーニング概論</li> <li>・心理学</li> <li>・統計学</li> <li>・コミュニケーション概論</li> <li>・体育館理学 など</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整形外科学</li> <li>・リハビリテーション医学</li> <li>・臨床神経学</li> <li>・病理学</li> <li>・医学的検査・診断法</li> <li>・老年医学</li> <li>・運動学 など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉概論</li> <li>・リハビリテーション概論</li> <li>・PT、OT、ST、PO 概論</li> <li>・リハビリテーション工学 など</li> </ul> |
| 専門科目 | 運動処方                                                                                                                                                                               | 実習 / 研究                                                                                                                                                          |                                                                                                                                   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動処方学概論 &amp; 演習</li> <li>・生活習慣病と予防</li> <li>・運動プログラム管理</li> <li>・健康づくり運動の理路と実際</li> <li>・運動負荷試験概論 &amp; 演習 など</li> </ul>                  | スポーツ支援                                                                                                                                                           |                                                                                                                                   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由者、感覚・精神・知的発達障害・高齢者指導演習</li> <li>・セラピューティック・レクリエーション</li> <li>・競技別種目指導演習</li> <li>・運動解析学</li> <li>・競技大会演習</li> <li>・野外活動 など</li> </ul> |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                   |

カリキュラムの概要



運動処方実習

## 卒業後の資格・進路

当学科を卒業すると、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認定する「上級障がい者スポーツ指導員」の資格が取得できます。また公益財団法人健康・体力づくり事業財団認定の「健康運動指導士」認定試験の受験資格が得られます。

卒業後は、障害者関連施設(リハビリテーションセンター、障害者スポーツセンター、障害者支援施設など)や介護老人保健施設、健康増進施設、教育機関など様々な分野で活躍しています。

# 児童指導員科



## 人材目標

当科の目的は、発達障害分野（知的障害を含む）における福祉専門職を養成することです。修業年限は1年であり、児童指導員、児童福祉司、知的障害者福祉司及び社会福祉主事の任用資格を取得することができます。

具体的な人材目標としては、市役所や相談機関において、福祉全般の事務や相談業務に携わり、そして福祉施設の職員として直接支援できる専門職です。「発達障害」は、「わかりづらい障害」「見えない障害」とも言われます。そのため、専門職としての専門性の向上のみならず、連携する力を求められます。

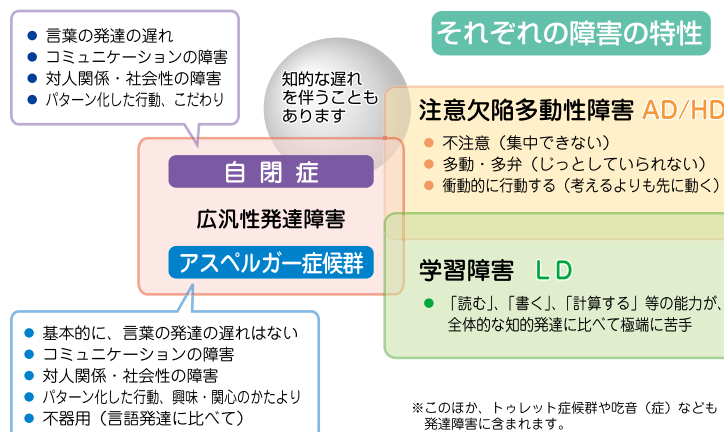
今後取り組むべき重点課題としては、「知的障害を伴わない発達障害」、「虐待」、「いじめ」そして「行動障害」への対応です。当科では、知的障害を含めた広い意味での発達障害を支援できる実践力のある福祉専門職の養成を目指します。

## 任用資格

特定の職業または職位に任用するための資格であり、当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格です。

当科は、児童指導員、児童福祉司、知的障害者福祉司の養成施設と社会福祉主事の講習会の指定を受けており、1年間の修了をもってそれら4つの任用資格の要件を満たすことができます。入学条件は、4年制大学卒業または保育士資格取得者（見込み含む）です。これまでに全都道府県からの入学者があり、出身学部も様々です。

## 発達障害とは



出典：政府広報オンライン

## 概要

当科の前身は、昭和39年に開所した国立秩父学園附属保護指導職員養成所(以下、養成所)です。開所当時は、全国の知的障害児施設に対して、知的障害のある子どもの保護、指導の向上に寄与してきました。

平成24年4月、養成所は、国立障害者リハビリテーションセンター学院に組織統合され、学院児童指導員科として新しい1歩を踏み出しました。そして、平成25年度から平成26年度にかけて、開所以来初めてとなる外部有識者を含めた『カリキュラム見直しについての検討会』を立ち上げ、平成27年度から新カリキュラムがスタートしました。

### 特色1 発達障害分野における福祉専門職養成カリキュラムがスタート

発達障害を支援できる福祉専門職に必要なカリキュラム構成となっています。実習を中心にした構成は、従来のカリキュラムを踏襲しているものであり、机上だけではなく、現場の実践に基づいた理論と実践を学んでいきます。



#### カリキュラムの例

- ・発達障害福祉論(発達障害医学、発達障害福祉史、知的障害者福祉論、発達障害者福祉論)
- ・発達障害支援論(ソーシャルワーク理論、児童発達支援論、生涯発達論、家族支援、就労支援、強度行動障害、性と支援、虐待、触法・非行)
- ・発達障害演習(研究方法、支援技法、個別支援計画、コミュニケーション支援、スーパービジョン、カウンセリング、福祉機器、統計調査、アセスメント、多職種連携、創作活動、講読演習)

### 特色2 個別支援計画に基づいた実習の展開

発達障害への理解を深め、支援方法の基本理念や具体的な方法について学んでいきます。そして更に、講義を踏まえた演習や実習によって実践力と振り返る力を身につけることができます。実習では、個別支援計画に基づいた家族支援に携わり、現場から学ぶ貴重な時間となります。

### 特色3 国立障害者リハビリテーションセンターが開催する研修会への参加

国立障害者リハビリテーションセンターでは、現任職員向けの研修会が年間を通して開催されます。当科では、知的・発達障害に関する全ての研修会に参加し、全国各地から集う受講生と共に最新情報を学びます。



#### 卒業後の進路

就職率100%。

児童相談所や行政職を希望する学生は、公務員試験をパスしないといけません。入学すると早い時期に公務員試験があるため、入学前からの準備も大切です。公務員試験が終わると、事業団や社会福祉法人等の試験が続く、数多くの求人情報が寄せられます。

開設から50年以上が経過する当科では、約1300名にのぼる卒業生のネットワークも広がっています。

学院では、年間30を超えるリハビリテーション関連研修会及び知的障害・発達障害関連研修会を実施し、社会的ニーズに対応した人材養成、各専門職のリーダー等指導的役割を担う人材を育成しています。

## 厚生労働省 障害保健福祉部



企画・立案  
連携

学 会

協力・支援

## 国立障害者リハビリテーションセンター学院



学院教官

センター他部門の  
専門職

外部学識経験者

障害当事者  
その家族

講義・実習による最新の情報、  
先駆的な知識・技術の伝授、資格要件等取得



都道府県等で行う研修において中核的な役割を担うために必要な知識の習得

(相談支援従事者・サービス管理責任者研修等)

都道府県等研修の講師等指導者の養成



リハビリテーションに従事する医療従事者に必要な専門的な知識・技術の習得

(医師・看護師・理学療法士・作業療法士研修等)

医学的リハビリテーションの推進、  
資格要件等取得※



※医師を対象とした研修

- ・ 関連学会が専門医制度に基づく単位取得等の対象研修会に認定
- ・ 厚生労働省が診療報酬算定の施設基準、義肢採型指導医指定基準、補装具に関する意見書作成・適合判定の資格要件として指定

事業所等の管理職・福祉専門職・指導員等に必要な専門的知識・技術の習得

(知的障害関係研修等)

各事業所等で  
リーダーとなる  
人材の養成



国の新規事業に関する最新の情報や専門的知識・技術の習得

(発達障害関係研修等)

国の障害保健福祉  
施策の推進、人材  
確保

センターが先導的な役割を果たしている事業について最新の情報を習得

(高次脳機能障害支援事業関係研修等)

モデル事業の普及・全国的展開



# 脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程

## 認定看護師とは

看護師の資格認定制度は、一定の臨床経験を持つ看護師に対して、一定期間の大学院もしくは指定教育機関での研修を修了し、日本看護協会の資格試験に合格した看護師に対して認定する制度です。資格には、専門看護師、認定看護師、認定看護管理者があり、認定看護師は、ことに臨床での専門的な知識や技術を持つ熟練した看護師として育成されています。

認定看護師は、1995年に初めて救急看護分野での育成が開始され、現在21の分野が特定されています。その制度で規定されている認定看護師の役割は、以下の3つです。

1. 実践：特定の看護分野において、個人、家族及び集団に対して、熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践する。
2. 指導：特定の看護分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行う。
3. 相談：特定の看護分野において、看護職に対してコンサルテーションを行う。



授業風景

## 脳卒中リハビリテーション看護認定看護師とは

脳卒中リハビリテーション看護は、2008年に18番目の認定分野として特定されました。2014年6月現在、全国で当教育課程を含め7つの教育機関が指定され、脳卒中リハビリテーション看護認定看護師数は385名であり、全国の医療機関で活躍しています。

脳卒中は1980年代には、日本人の死因の第1位でしたが、現在は第4位となっています。これは脳卒中を発症する人が減少したわけではなく、医療技術が向上したことで、死亡数が減ったことによります。しかし、現状は障害をもって生活している人は増えており、脳卒中における熟練した技術・知識をもち、一人一人のQOLの向上をめざす看護師が求められているところです。

## 概要

当教育課程は、脳卒中後遺症を抱えた患者数の増加に伴い、高まる社会のニーズに寄与するため、2011年に開講しました。研修期間は7ヶ月、定員20名です。教育課程カリキュラムは、共通科目、専門基礎科目、専門科目から構成され、その他に演習、実習があり合計649時間に設定されています。これは日本看護協会が基準とされているカリキュラムの内容であり、当教育課程ではセルフケア自立に向けた回復期でのケアに重点をおいた教育を展開しています。

実習は、脳卒中患者の発症から在宅で生活するまでの一連の過程を学ぶことができるよう、急性期実習、回復期実習に分けて行い、急性期実習は脳卒中センターやSCUで、回復期実習は、回復期リハビリテーション病棟、リハビリテーション病院で行っています。

さらに維持期の患者の生活を具体的に知り、急性期・回復期でのケアに活かすため訪問看護ステーションで見学研修も組み入れています。

教育課程修了後は、日本看護協会が実施する認定看護師認定審査の受験資格を得ることができます。

## 修了後の進路

教育課程を修了した研修生は、脳卒中センターや脳神経外科病棟、回復期リハビリテーション病棟などの様々な現場でチーム医療における脳卒中ケアのリーダー的存在として活躍しています。

# 養成部門の年間行事



4月

- ・入学式
- ・健康診断

5月・スポーツ交流会

- ・入学願書受付  
(ST前期、RV・SI・CI先行)
- ・視覚障害学科2年臨床実習  
(~7月)

6月

- ・センター体育祭
- ・言語聴覚学科2年臨床実習  
(~7月)

7月

- ・入学願書受付(IP先行)
- ・入学試験(ST前期、RV・SI・CI先行)
- ・厚生労働大臣公認  
手話通訳士試験(学科試験)

8月

- ・合格者発表(ST前期、RV・SI・CI先行)

9月・入学願書受付(ST後期、RV・SI・IP・CI先行)

- ・入学試験(IP先行)
- ・合格者発表(IP先行)
- ・言語聴覚学科2年臨床実習(~10月)
- ・児童指導員科児童相談所実習
- ・厚生労働大臣公認  
手話通訳士試験(実技試験)

10月

- ・入学願書受付(PO一般)
- ・センター並木祭
- ・交流会
- ・リハ体育学科2年臨床実習  
(~11月)

3月

- ・卒業式

2月

- ・卒業研究発表会
- ・言語聴覚士国家試験
- ・義肢装具士国家試験

1月

- ・手話通訳学科通訳実習

12月

- ・入学試験(PO一般二次)
- ・合格者発表(PO一般)

11月

- ・入学試験(ST後期、PO一般一次・RV・SI・IP・CI一般)
- ・合格者発表(ST後期、RV・SI・IP・CI一般)
- ・児童指導員科  
社会福祉事務所実習

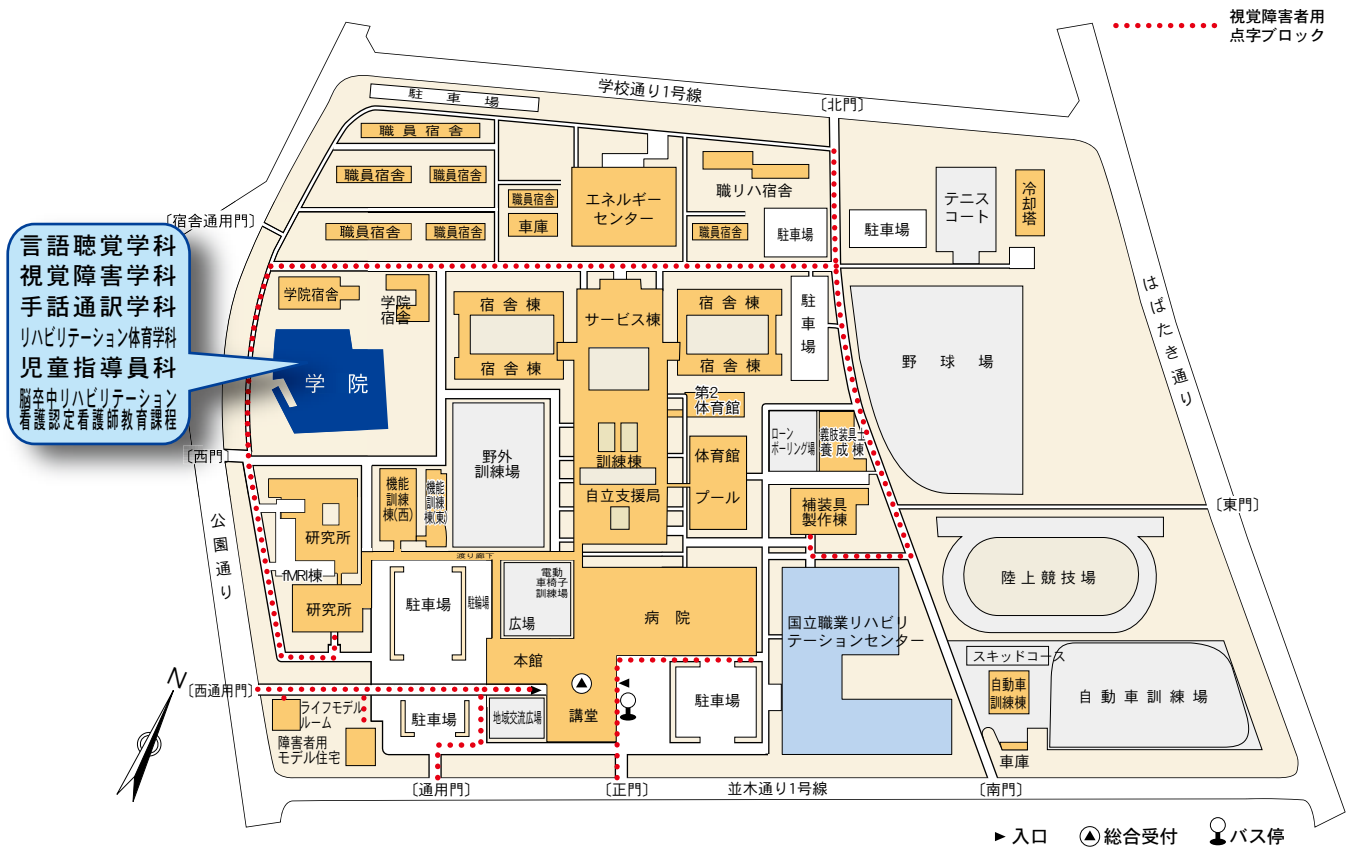


学院宿舍2号棟

※学科の問い合わせ先：本センター学院係  
TEL 04-2995-3100(代) 内線2615

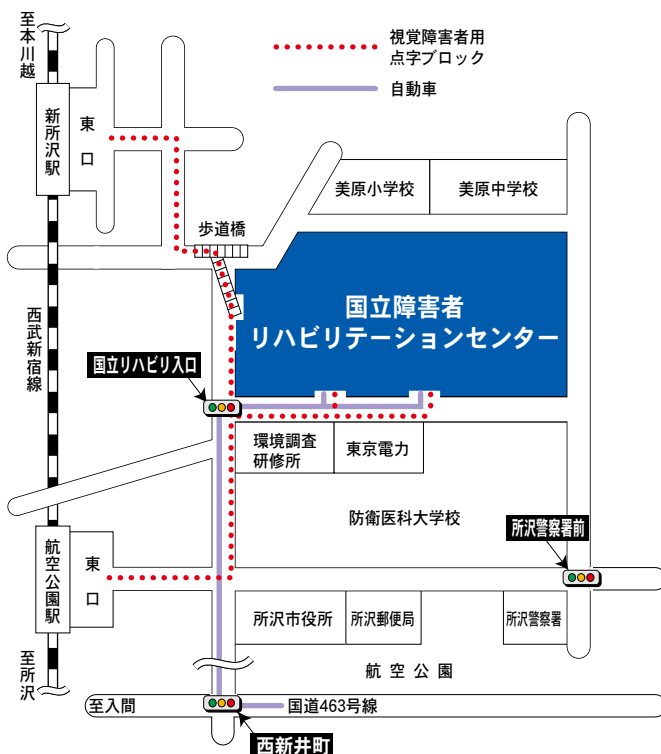
# 各施設配置図

## ■ 国立障害者リハビリテーションセンター

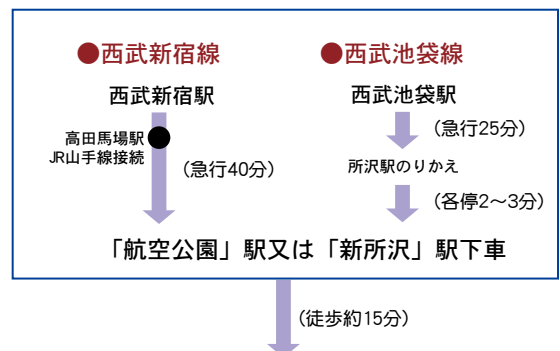


# 国立障害者リハビリテーションセンター案内図

## ■ 会場案内図



## ■ 交通案内



### 国立障害者リハビリテーションセンター

- 1 航空公園駅、新所沢駅には車イス利用者のためのエレベーターが設けられています。
- 2 航空公園駅、新所沢駅(東口)からセンターまで点字誘導ブロックが敷かれています。
- 3 航空公園駅からリフト付き市バス(ところバス)が運行されています。市内にお住まいの障害者の方は特別乗車証を提示することにより無料で利用できます。
- 4 所沢駅からセンターまでタクシーを利用すると約10分です。航空公園駅、新所沢駅からはタクシーで約5分です。

### ● 関越自動車道

所沢インターチェンジ「所沢方面」出口  
(センターまで約30分)



## 国立障害者リハビリテーションセンター学院

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地  
TEL 04-2995-3100 (代) 内線2615 FAX 04-2996-0966